**平成２２年（フ）第１３５５号**
東京都西多摩郡瑞穂町南平２丁目39番地５レクエルド206号
債務者　青柳　久美
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第１４５５号**
東京都西東京市向台町４丁目21番45―923号
債務者　藤生　美恵
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第１４５８号**
東京都武蔵村山市中央２丁目66番地の３アーメニティ202号
債務者　高山　真理（旧姓石津）
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第１４９９号**
東京都八王子市別所２丁目46番地３―701
債務者　三浦　亜弥
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第１８６１７号**
神奈川県相模原市中央区矢部１丁目21―５―201
債務者　村野　敏光
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第６３４号**
静岡県浜松市中区幸５丁目５番13号
債務者　清澤　　行
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２２年（フ）第６５４号**
静岡県浜松市中区萩丘５丁目７番16号　マンションニュー東海202号、前住所静岡県浜松市中区高丘東２丁目21番20号
債務者　小杉　隼一
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２２年（フ）第６５５号**
静岡県浜松市中区萩丘５丁目７番16号　マンションニュー東海202号、前住所静岡県浜松市中区高丘東２丁目21番20号
債務者　小杉　泰江
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２２年（フ）第５６号**
千葉県君津市北久保２丁目６番12号
破産者　小野寺　淳
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２２年（フ）第１７１３号**
札幌市北区新川２条４丁目７番５号　ニューリバー沖102号
破産者　橋本ひとみ
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第４５２号**
埼玉県富士見市羽沢１丁目16―30　ミラコスモ205号室、開始決定時の住所埼玉県所沢市大字牛沼444番地の２
破産者　石田　卓也
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第４５３号**
埼玉県富士見市羽沢１丁目16―30　ミラコスモ205号室、開始決定時の住所埼玉県所沢市大字牛沼444番地の２
破産者　石田眞由美
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第４７４号**
埼玉県狭山市入間川４丁目23番35号
破産者　寺西　恵理（旧姓長谷川）
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第５７８号**
埼玉県狭山市新狭山２丁目９番地の21　508
破産者　中塚　和子
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第６０号**
長野県上田市古里250番地12
破産者　古畑千恵子
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

**平成２２年（フ）第６４号**
長野県上田市中央５丁目13番65号
破産者　小宮山善弘
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

**平成２２年（フ）第１２２号**
長野県千曲市大字新山324番地９
破産者　髙﨑きよ子
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部